

医療法人誓生会 倫理規程

平成 18 年 4 月 1 日
誓生会告示第 28 号

(目的)

第 1 条 厚生省令第 40 号第 32 条並びに第 33 条に従い、医療法人誓生会では、患者に対する人権尊重の理念に基づき、清廉かつ公平、公正なサービスの提供を推進するために、倫理規程を定める。

(職員の心構え)

第 2 条 職員は、患者の生活と人権を擁護するため、公平、公正な開かれた法人運営に努めなければならない。

(職員の責務)

第 3 条 職員は、患者ひとりひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めなければならない。

2 職員は、常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるよう、研修、研究に励み、専門性の向上に努めなければならない。

3 職員は、地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めなければならない。

4 職員は、自らの行動が病院に対する国民の信頼に影響を与えることを深く自覚するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにしなければならない。

5 職員は、職員就業規則等関係規則の定めるところに従い、その職務に当らなければならない。

(秘密の保持)

第 4 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(関係業者との接触に当たっての禁止事項)

第 5 条 職員は、関係業者との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 接待を受けること。
- (2) 会食、遊戯（スポーツを含む）又は旅行すること。
- (3) 転任等に伴う餞別又は中元、歳暮の贈答品等を受領すること。
- (4) 講演、出版物への寄稿等に伴い、報酬を受けること。
- (5) 金銭、小切手、商品券等の贈与を受けること。

(6) 本来、自らが負担すべき債務を負担させ、対価を払わずに、役務の提供又は不動産、物品等の貸与を受けること。

(懲戒処分等)

第 6 条 任免権者は、職員が、この規程に反する行為を行った場合であつて、懲戒処分等に付することにつき相当の理由があると思料するときは、就業規則に基づいて懲戒処分等を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。